

工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）  
に係る建築基準等一覧

兵庫県告示別表第1の4

| 建築できる建築物の用途   |
|---|
| <p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の2の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のも）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）</p> <p>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p> |

兵庫県告示別表第2の2

| 建築できる建築物の規模等  |
|---|
| <p>(1) 別表第1の4の項第1号、第2号又は第4号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の4の項第5号に該当する建築物にあつては、店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下であること。</p> |

加西市市街化調整区域まちづくり要綱

別表第8 特別指定区域における建築物の規模及び高さの基準

| 建築物の用途           | 建築物の規模の制限    |
|------------------|--------------|
| (1) 建築できるすべての建築物 | 高さは15m以下とする。 |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  | 延べ面積は 500 m <sup>2</sup> 以下とする。   |
| (3) 診療所  |                                   |
| (4) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認める施設又はモーター条例第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）   | 延べ面積は 1,500 m <sup>2</sup> 以下とする。 |
| (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）   | 延べ面積は 500 m <sup>2</sup> 以下とする。   |
| (6) 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50 m <sup>2</sup> 以上のもの）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以下のもの | 延べ面積は 1,500 m <sup>2</sup> 以下とする。 |
| (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障なく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの   |                                   |
| (8) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの  |                                   |

別表第9 建築物の意匠その他敷地内の環境整備の基準

| 対象項目    | 建築物の用途       | 建築物の意匠その他敷地内の環境整備の基準                               |   |
|---------|--------------|--|---|
| 外壁の後退距離 | 建築できるすべての建築物 | 道路境界線又は隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.0m以上確保すること。 |   |
| 意匠      | 建築できるすべての建築物 | 全体として、周辺の環境に配慮した落ち着いた色調とする。                        |   |
|         |              | 外壁及び屋根   | マンセル色票系において赤（R）又は橙（YR）系の色相を使用する場合は、概ね彩度4以下とする。                                  |
|         |              |  | マンセル色票系において黄（Y）の色相を使用する場合は、概ね彩度4以下とする。<br>マンセル色票系においてその他の色相を使用する場合は、概ね彩度2以下とする。 |
| 敷地内緑化   | 建築できるすべての建築物 | 敷地内の緑化に努めること。                                      |   |
|         |              | 既存住宅敷地との敷地境界部を緑地すること                               |   |

|       |   |   |  |
|-------|---|---|--|
|       |   | と。  |  |
|       |   | うるおいのある植栽に努めること。                                  |  |
|       | 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。)又は市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗若しくは飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの | 敷地面積<br>2,000㎡超                                   | 敷地の20%以上を緑化すること。                           |
| 屋外広告物 | 建築できるすべての建築物  | 自家用屋外広告物の設置数は1敷地あたり5箇所以内とすること、又は屋外広告物を屋上に掲出しないこと。 |  |
| 接道    | 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。)又は市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗若しくは飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの | 敷地面積<br>2,000㎡超                                   | 幅員6.5m以上でセンターラインが引かれた道路に敷地外周長の1/8以上が接すること。 |